

令和8年度第1回茅ヶ崎市青少年問題協議会 次第

日時 令和8年7月24日（金）10時00分～12時00分

会場 茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1・2

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）報告事項

（報告1） 令和7年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業報告について資料1

（報告2） 令和9年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針について資料2

（2）協議事項

（議題1） 青少年の交通安全について資料3 資料4

本市の交通事情の特徴として、自転車の利用割合の高さがあげられます。

自転車利用においては、本市では「ちがさき自転車プラン」により自転車の利用促進を進めており、県内市町村で自転車利用割合が最も高く、自転車のまちとなっています。

また、茅ヶ崎市の自転車通勤通学分担率（自転車のみを利用する割合）は17.53%（2020年国勢調査）であり県内で最も高い利用率（全国47位）で、学生の自転車利用も多い状況です。

一方、茅ヶ崎警察署管内で2025年内に発生した事故件数は958件。そのうち自転車に関係する事故は418件で43.6%を占めており、自転車利用が多いまちであるとともに、自転車事故が多いまちでもあります。

児童の交通事故においては、登下校等の「歩行中」と、「自転車乗用中」が大部分を占め、特に「歩行中」は行動範囲が広がる小学校1年生に事故発生率が高い状況です。小学生高学年になると、「歩行中」よりも「自転車乗用中」の割合が急増しています（警察庁HPより）。

また、令和8年4月1日から交通反則通告制度（青切符）を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）」が施行されたこともあり、自転車乗用を始めとした交通安全への取組が各所で行われており、特に子どもへの交通安全に対する意識付けが肝要です。

以上のとおり、本市としても自転車利用を始めとした児童への交通安全啓発は重要であると考え、行政、学校、各関係機関だけではなく、地域とともに本問題に向き合い、市全体としてどのような支援をしていくべきかを青少年問題協議会の議題とするものです。

4 その他

5 閉 会